

○山県市議会政務活動費の交付に関する条例

令和2年1月22日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、山県市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、山県市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額2万円を交付する。

2 政務活動費は、年度の最初の月に当該年度分の全額を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、議員からの交付請求に基づき速やかに交付する。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させ

る活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書の提出）

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、別に定める様式により、領収書又はこれに準じる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、その写しを議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該議員（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は、議員でなくなった日から14日以内に収支報告書の写しを提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第7条 議員は、政務活動費の交付を受けた年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額を返還しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による返還がなされない場合、当該議員に対し、返還を命ずることができる。
- 3 前2項の規定は、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があったときに適用する。この場合において、前2項中「議員」とあるのは、「議員であったもの（死亡の場合は、その相続人）」と読み替えるものとする。

（収支報告書の保存及び情報の公開）

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 議長は、政務活動費の収支状況について山県市情報公開条例（平成15年山県市条例第159号）の定めるところによりその情報を公開するものとする。
- 3 議員又は議員であったもの（死亡の場合は、その相続人）は、収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日条例第3号)

この条例は、令和6年5月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月2日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年度における改正後の第3条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、令和7年度分の交付額から既に交付された額を控除した額を7月に交付する。

別表 (第5条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費